

資料室

【資料1】'89年度教科書検定の実際例

〈高校社会科教科書への検定意見（「現代社会」を中心に）〉

原 文	検定意見	結果
〈環境・公害問題〉…最大の原因は、焼畑や木材の伐採であるが、先進国企業による大規模な木材伐採や、安い牛肉を生産するための牧場の拡大などにも原因がある。	〈修〉「先進国企業による」は、当該国の企業や合弁事業などもあり妥当的にすぎる	…最大の原因是、発展途上国の焼畑農業や工業用地確保などのための木材の伐採であるが、先進国企業による大規模な木材輸入などにも原因がある。
〈原発・エネルギー問題〉…原発が「トイレのないマンション」といわれるゆえんでもある。	〈修〉「…トイレのないマンション…」の表現悪い。週刊紙ならともかく。	…原発から出る使用済み核燃料や種々の廃棄物は放射能に汚染されており、そのままどこかに捨てるわけにはいかない。
〈核・反核運動〉「核既絶をめざして（函館市）。というエトキのついで写真	〈修〉外交関係は国が一元的に掌握しており、地方公共団体では、実効性がない	(写真を削除)
〈安保体制と防衛問題〉…政府は、在日米軍の基地と施設院の甚大要請をうけいれ、施設院の夜間飛行訓練場としての基地（施設・区域）に三宅島を、また、米軍旗を住宅建設地として道子市船子地域を選んだ。このような基地の設置および米軍旗は住宅地に、地方自治体の住民は、自然環境や社会環境を破壊するという理由で反対し、抵抗している。	〈修〉わが国の平和と安全のために安全保障条約を締結して、施設および区域を提供している。そういう条約は、憲法88条でわが国はそれを順守するところたっている。そのため、原本で施設院のパイロットが夜間飛行をしていて、住民の要求、代替施設の提供ということことで三宅島となってしまった。そういう見地からの配慮が足りない。池子の問題は、係争中の事件なので、慎重な取り扱いをしてほしい。	…この消費税は、生活必需品への課税など、その逆説性について批判が多く、税制改革のありかたについて論議をよんでいる。
〈消費税・税率問題〉…この消費税は、広く薄く消費課税し、安定した財源を確保するためとされているが、生活必需品への課税などで、低所得者層に相対的に重い負担をかけている（逆送）。	〈修〉（税制改革には）低所得者層への社会保障という点があることを書け。	近年、大規模な国家プロジェクトの援助では、経済効率を優先するため、環境破壊や農業などの地場産業の衰退をまねくという強い批判が現地住民から出ている。
〈ODA問題〉…ダム建設事業のような大規模な国際プロジェクトの援助では、経済効率を優先するため、環境破壊や農業などの地場産業の衰退をまねくものもある。	〈改〉たしかにこうした側面はいまさかんに指摘されているのは事実だが、いわゆるダム建設にいうような社会的な基本整備にいたずらる援助のうちから否応なく存在する。	…憲法（明治憲法）は三權分立など近代政治のしくみを定めている。しかし、国の統治権は天皇にあり、天皇に任命された各國務大臣は、天皇の政治を助け、天皇に責任を負っていた。
〈日本憲法問題〉…憲法（明治憲法）は、議会・内閣・裁判所など、近代国家の政治のしくみを一応形のうえでとどけている。しかし、天皇の統治権は天皇にあり、内閣は天皇によって任命され、天皇の政治を助け、天皇に対してのみ責任を負うものとされた。	〈修〉「内閣は天皇によって任命され」は誤解。憲法上、内閣制度といふのは存在しない。各國務大臣一人ひとりが天皇を権威（ほひつ）しているので、全面的にこれを書き直してもらいたい。…明治憲法についていろいろ議論はあるが、アジアで最初の成文憲法であり、憲法の原則である権力の分立と人権の保障をきちっと定めているから、そういう評価もしてほしい。「一応形をどうのえていた」というのは、もう少し温かく書いててもよいのではないか。	…南の世界では、大農園や地主層が輸出向けの作物を好んで栽培するが、一般国民の食料は栽培しながらない、という事情もある。
〈南北問題・第三世界問題〉…南北の世界では、大地主の権力が強く、かれらは金もろけのため輸出作物を好んで栽培するが、一般国民の食料はあまり栽培したがらない、という事情もある。	〈修〉「大地主の権力が強く」は、「土地所有者の優越的」などと別の表現に。権力といふと國家権力を想起する。「かれらは金もろけのため」のところの「国際協商の見地から、表現を再現してほしい。	…アメリカによるベトナム戦争やソ連によるアフガニスタンへの侵略は、大国による軍事介入であったが…
〈ベトナム戦争問題〉…アメリカによるベトナム戦争やソ連によるアフガニスタンへの侵略は、大国による侵略であったが…	〈改〉ベトナム戦争もアフガニスタンも、政権担当者の意向があったので、「侵略」ではない。	…行政機関が、許認可権や補助金の分配権など広汎な権限をもつようになると、その権限行使をめぐり、政治・官僚・企業の間に利害関係が生じ、利益説得などの原因になりやすい。それを防止するために、政治倫理の確立などが求められている。
〈リクルート事件〉…行政権が強くなり長期政権が続くと政・官・財界の権益が強まり、財界からのわい言や献金によって政治が動かされやすくなる。リクルート事件などがその例である。	〈修〉（リクルート事件について）未公開株の利益供与やそういう問題があることは事実だが、裁判がはじまつたばかりで争中なので、慎重にしてください。	

注〈修〉一修正意見。それに従って「修正」することが合格の条件とされるもの。

〈改〉一改善意見。改善されることが望ましいが、最終的には著者の判断にゆだねるとされるるもの。しかし、実際には修正意見の強制力とあまりかわらない。

【資料2】

学習指導要領撤回意見書・反対声明

意見書

文部省の前事務次官・高石邦男がリクルート社からの取締容疑で逮捕されたのは、三月二十八日のことです。文部省の官僚中トップの座にある事務次官の逮捕という本懲はかつてなかったことであり、国民の教育行政に対する不信は一挙に拡大しました。

しかし、リクルート汚染は、高石前次官が一万株の未公開株の譲渡を受けたということなどではありません。江副リクルート前会長など六人のリクルート関係者を、文部省の審議会や協力者会議の委員などに選任していたこと、文部大臣や文部省官僚などがリクルートの講演会に招かれ、多額の講演料を受けとっていたこと、などがあります。また、リクルートに高校生の進学希望情報がなから強制的に提供されていたこと、専修学校・各種学校から多額の広告料が支払われ、業界の中でも大問題になっていたことなど、疑惑や汚染は構造的であると指摘できます。

しかし、文部省は、こうした疑惑の説明を自ら行おうとはしていません。教科書会社や教育委員会に高石の選舉出馬のためのパーティ券を充りつけた事実にも、口をよさじだまします。これでは、日本の教育行政を担当する資格はないものといわなければなりません。他方で文部省は、國にひだたら忠誠を誓わせる國家主義的道德教育の強化や、「日の丸・君が代」の掲揚や齐唱を義務づける学習指導要領の改訂告示を三月十五日に行いました。「日の丸・君が代」を尊重するのは、「國民としての基礎・基本」とものべています。これらが、憲法十九条の定める思想・良心の自由に反することは、いさでもありません。

さらに重大なことは、これら学習指導要領改訂のもとにになったのは、高石や江副というリクルート汚染にまみれた教育課程審議会の

答申であった、ということです。高石は当時、事務次官として江副の委嘱選任を行い、自ら選舉にあたるため、「畜に処する教育」などを提唱していました。当の高石が、自らはどうのうに「畜に処した」かは、リクルート事件が明白に物語っています。また、彼らがつかった道徳の目標には、「うそをつかないこと」とあります。『妻が妻が』といって責任逃れをはかったのは当人です。

利権にまみれ、うそをつかない反道徳的な人物によってつくられた学習指導要領に、二十世紀へいたる子どもや青年の教育内容を示すことはできません。文部省は、疑惑の教へを國民の前に明らかにし、関係者を処断するとともに、改訂学習指導要領を撤回すべきです。

平成元年六月拾武日採択

熊本県鏡町議会

新学習指導要領の撤回を求める意見書

文部省が今年三月告示した新しい学習指導要領は、小学校が三年後、中学校が四年後から全面実施としているが、今年四月から既に移行措置が始まっている。

「新学習指導要領」はリクルートからいろいろをもった容疑で逮捕起訴された高石邦男文部事務次官を中心として作成されたものである。

しかも改訂の提案からわずか一ヶ月という異例の早さで、反対意見を無視して確定告示したものである。

前代未聞の私利、私欲の文部官僚に教育を、道徳を語る資格はない。こうした問題の多い「新学習指導要領」が強行実施されれば、教育現場は混乱し、その最大の被害者は子供たちである。よって、新学習指導要領の速やかな撤回を求めるものである。

以上、地方自治法第九十九条第一項の規定により意見書を提出するものである。

平成元年六月二十一日

東京都国士市議会

**幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の
改訂学習指導要領の撤回を求める意見書**

文部省は、本年三月十五日幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教育内容の基準となる「学習指導要領」を改訂し告示しました。ところが、告示直後の三月二十八日、この改訂学習指導要領の作業を行った教育課程審議会の委員の人選と答申とりまとめに大きな役割を果たした文部省高官が、収賄容疑で逮捕されました。また、文部省の三局長も突然に更迭され、文部省に対する国民の信用が失墜しました。

教育を受ける権利は、国民すべてに対し等しく憲法が保障しているものであり、財界や特定の企業のために奉仕するものであつてはなりません。

今回の学習指導要領の改訂については、教育行政と企業の利益との結びつきに不信の念をいだいており、二十一世紀に生きる子供や青年のためにも政府並びに文部省当局は、疑惑の数々を国民の前に明らかにして、関係者を厳しく処断するとともにリクルート疑惑の真相解明と、改訂学習指導要領の撤回を強く要請します。

平成元年六月二七日

福島県柏原郡新地町議会

新学習指導要領の撤回を求める意見書

文部省は、今年三月十五日告示した新学習指導要領を、三年後の平成四年度から施行するためその移行措置という名目で、本実上平成二年度から繰り上げ施行しようとしている。

この新学習指導要領は、リクルート社からの収賄容疑で逮捕、起

訴された前文部事務次官がかかわって作成されたものである。
しかも、改定の提案からわずか一ヶ月という異例の速さで、反対意見を無視して確定告示された。

また、入学式・卒業式等における国旗掲揚、国歌斉唱の義務づけ、社会科で教えるべき人物に軍人を加えるなど内容的に極めて問題が多い。

これが強行実施されれば、教育現場が混亂することは必至であり、その最大の被害者は子供たちである。

よって、速やかに新学習指導要領の撤回を求めるものである。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出す

る。

平成元年六月二十六日

東京都小金井市議会

新学習指導要領の撤回を求める意見書

文部省は、本年三月十五日に「新学習指導要領」を告示し、小学校では三年後、中学校では四年後から全面的に実施するとしていますが、既に四月より移行措置として、本実上は部分的に繰り上げ実施を行っています。

しかも、その内容は国家統制色の強いもので、入学式や卒業式に国旗掲揚や国歌齊唱等を義務づけ、職務命令に従わない場合には处罚を行っています。

分も考慮すると述べています。

こうした事例は、憲法第二十三条「学問の自由は、これを保障する」という精神や教育基本法を軽視したものであり、一方的な国家主義の押しつけと見られるを得ません。

国際化と共に多様な考え方や価値観をもつた人間育成が望まれる今日において、今度の「新学習指導要領」は時代に逆行していますので、その撤回及び具体化、先取りの中止を強く要求します。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定に基づき、意見書を提

出する。

平成元年九月二十五日

東京都清瀬市議会

新学習指導要領の撤回を求める意見書

文部省が今年三月告示した新しい学習指導要領は、小学校は三年後、中学校が四年後から全面実施としているが、既に四月より移行措置として、事実上部分的には繰り上げ実施を行っている。

この「新学習指導要領」は、リクルートからわいをもつた容疑で逮捕起訴された高石邦男前文部省事務次官を中心に作成されたものである。

しかもその内容は、堺が誇る歌人・与謝野晶子を削除し、代わりに東郷平八郎元帥を登場させるなど「國家統制色が強い」との学識者らの反対意見を無視し、提案からわずか一ヶ月という異例の早さで確定したこと、小学校の算数・国語などの教科内容をいっそう難しくし、かつ中学校の選択教科の拡大・習熟度別学級編成などは、「落らこぼれ」の児童・生徒さらに増やすことになるなど、多くの問題をもつものである。

こうした問題の多い「新学習指導要領」が強行実施されれば、教育現場は混乱し、その最大の被害者は子どもたちになる。よって、政府に対し、この新学習指導要領の速やかな撤回を求めるものである。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成元年一二月二〇日

堺市議会

「新学習指導要領」の白紙撤回と

その具体化、先取りの中止、撤回を求める意見書

文部省は、三月十五日「幼稚園教育要領及び小中高等学校学習指導要領の改訂」を告示しました。この「新学習指導要領」は、小学校では一九九二年より、中学校では一九九三年より全面実施となっ

ており、すでに今年の四月より移行措置が開始されています。

しかし、この「新学習指導要領」に対しては、子供たちに行き届いた教育を願う教職員、父母、国民から多くの疑惑、批判が集中しています。

その第一は、「新学習指導要領」がリクルート疑惑で汚染された高石前文部省事務次官を中心を作成されており、金権汚職体質の中で生み出されたものであり、教育現場の声が届かない体制のもとで作成されたものであるからであります。

その第二は、中島元文部大臣も反対した軍神東郷平八郎の登場や、「日の丸」「君が代」の強制などは、教育基本法が禁じた「教育への不当な支配」となり、憲法が保障する「思想及び良心の自由」「学問の自由」に反するものであり、主権在民の精神からも外れるものです。

第三は、基礎学力の面で小学校では詰め込み教育が強められ、落ちこぼれをややすおそれがあります。また、中学校では選択教科の大額な導入で、早くから差別、選別をさらに拡大することになります。

よって憲法、教育基本法に基づくすべての子供たちに行き届いた教育を進めるためにも、「新学習指導要領」は白紙撤回し、告示、移行措置計画を含む通常を中止すべきです。

以上、保谷市議会は地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出します。

平成元年十二月二十一日

東京都保谷市議会議長 中山 結司

新学習指導要領の撤回を求める意見書

文部省は、今年三月一五日告示した新学習指導要領を、三年後の平成四年度から施行するためその移行措置といふ名目で、事実上平成二年度から繰り上げ施行しようとしている。

さらに、改定の提案からわずか一ヶ月という異例の速さで、反対意見を無視して確定告示された。

今回の改訂は、個性を生かす教育、学習内容の程度に応じた指導とうたいつつ、実際は選別教育の強化であり、これまで国が進めてきたひと振りのエリート育成の教育をますます先鋭化するものである。特に入学式、卒業式等における日の丸、君が代の義務づけ、社会科で教える人物に軍人を加えるなど、実施されれば教育現場が混乱することは必至であり、その最大の被習者は子供達である。

以上、地方自治法第九十九条第一項の規定により意見書を提出する。平成元年一二月二二日

昭島市議会

日の丸・君が代強制についての声明

私たち日本ベンクラブはかねがね教科書検定のあり方について、また戦前のような国定教科書制定へ通ずる動きについて憂慮を表明してきました。

ところが、文部省が本年三月に発表した『学習指導要領』には、「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」と記されています。これまでの指導要領では、

一、「国旗を掲揚し、君が代」を斎唱させることが望ましい。」

(昭和四十三年)

二、「国旗を掲揚し、国歌を斎唱させることが望ましい。」(昭和五十二年)

となっていました。すなわち、最初「君が代」と呼ばれていたものが、一九七七年に、「国歌」と呼ばれ出したのですが、今回は「望ましい」が、「指導するものとする」に変わっていきます。

私たちのはこの変化を重大と受け止めています。

さる、五月二十三日には、文部省に招集された全国連合小学校長会の席上、文部省側代表はこの「指導」について、「学校器官に対し義務を示したものであり、しなければならない」と同じ意

味だ」と述べたと報じられました。指導要領は官報告示の手続きを経て法的拘束力をもつたと考られますから、もし上述の「義務」に従わない場合には、何らかの「処分」が行われる方向に事態は進でしよう。

教育の場が、従来この種の国家的イデオロギーの強制と、それに対する反撥・抵抗の歴史の中で、陰々暗く荒廃した一面を生んできた事実は広く知られています。

いまでもなく、「日の丸」「君が代」に対する日本人個々の感じ方・考え方は多様です。私たちはその多様性そのものの中に、日本が戦前・戦後経てきた波乱のみならず歴史がそのまま反映されていて

考えます。そしてこの問題は、イデオロギー的統合思想をもつて一挙に強制的に割り切ることの出来ない性質の大問題であろうと考えます。

また、「日の丸」「君が代」を日本軍国主義のシンボルとみなし、この問題の行方をじっと注視しているアジアはじめ世界各地の多くの人々がいることを私もはよく知っています。

時間をかけてよりよき解決が得られるまで、日本人全体会の収知に信頼し、押しつけによつてさらに陰鬱な争いを引き起こすような強硬的な手段をとることは避けるところのが、次の世代の豊かに開かれた国際社会感覚を育成すべき尊い責任と義務を負った教育機関、

なんべく文部省のとるべき最も賢明な道ではないでしょうか。

日本ベンクラブは、以上のような理由によって、また「ベン会員はその属する国、および社会において表現の自由に対するあらゆる抑圧に反対することを誓う」(ベン憲章第四項)とのべて、この新「学習指導要領」が「国旗掲揚」ベンの精神にのつとり、今回「国歌斎唱」を義務教育の場で強制するよう方針を大転換させたことに、強く反対するものであります。

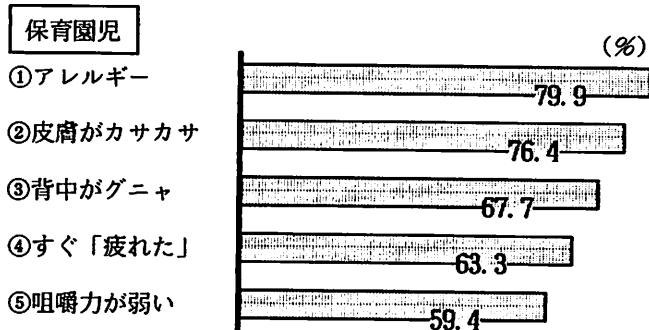
一九八九年十月十六日

社団法人 日本ベンクラブ
会長 大岡 信

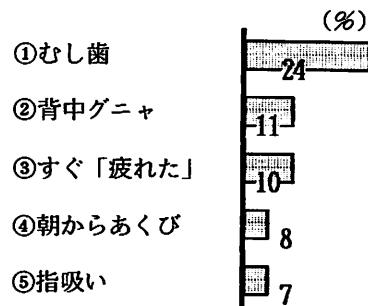
以上「1990教科書レポート」(日本出版労組連合会'90. 2. 26) より

【資料3】 子どものからだに異変（「体のおかしさ」ワースト5）

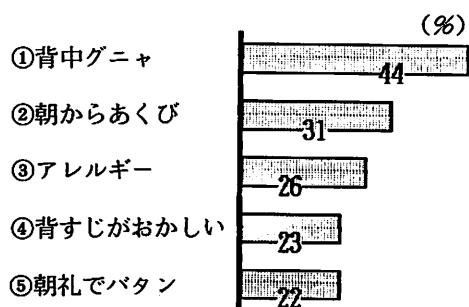
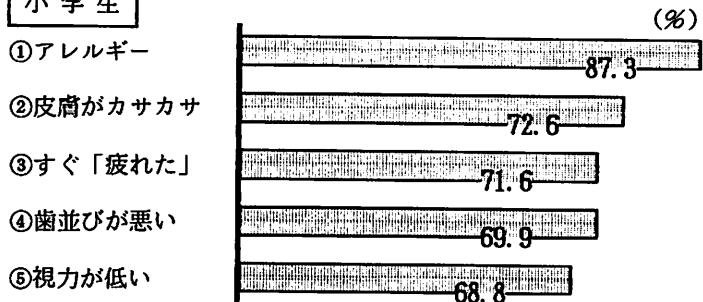
(1990年調査)



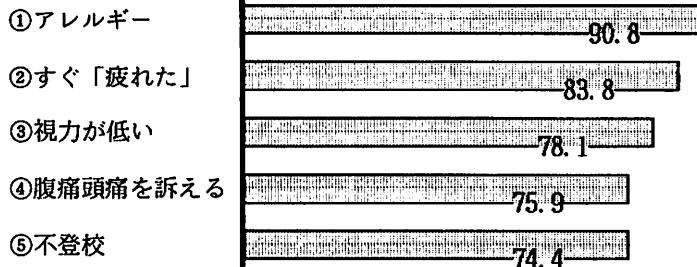
(1979年調査)



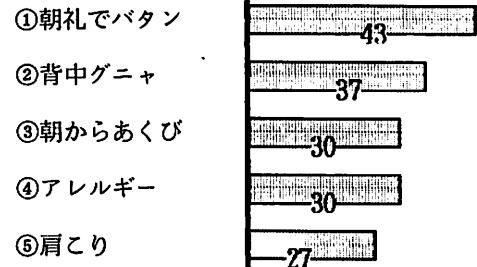
小學生



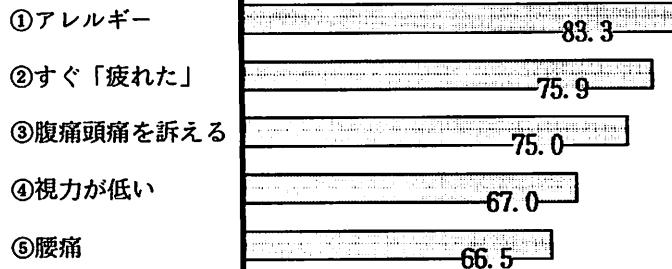
中学生



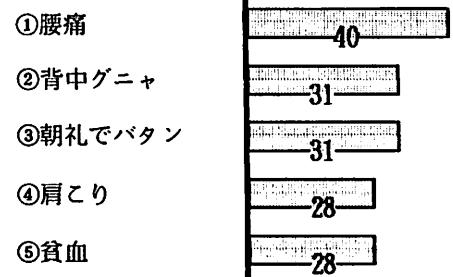
(%)



高校生



(%)



(注) この調査は日本体育大学学校体育研究室(正木健雄教授)が、保育園、幼稚園、小・中・高校計2660校の養護教諭に、「最近子どもたちの健康についておかしいと実感していることは何か」をアンケート調査し、結果を1979年調査と比較したものである。(数字は回答率)

ここにはワースト5だけを掲げたが、前回調査ではほとんどなかったのに今回あらたに登場した「おかしさ」として、▽内までよく転ぶ(幼・19.7%) ▽腰痛(小・16.9%) ▽低体温(中・71.1%) ▽糖尿病(高・9.9%)などが挙げられている。

なお、このグラフは『朝日』『毎日』『新潟日報』『赤旗』各紙(1990. 7. 6)の報道記事に基いて本誌編集部が作成した。